

## ○埼玉県警察職場教養規程

昭和 31 年 6 月 30 日

警察本部訓令第 5 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察一般教養規程を次のように定める。

埼玉県警察職場教養規程

題名改正〔平成 6 年第 10 号〕

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、警察教養規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 3 号）、警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第 4 号）及び埼玉県警察教養規則（平成 13 年埼玉県公安委員会規則第 13 号）に定めるもののほか、埼玉県警察職員（以下「職員」という。）の職場教養の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和 55 年第 21 号〕、一部改正〔平成 6 年第 10 号、13 年第 26 号〕

(所属長の責務)

第 2 条 所属長は、所属の職員に対し、職員の階級及び職に応じた職務を遂行する能力を向上させるため、職場教養を計画的かつ積極的に実施しなければならない。

一部改正〔昭和 37 年第 1 号〕、全部改正〔昭和 55 年第 21 号〕、一部改正〔平成 6 年第 10 号、15 年第 16 号〕

(教養課長の責務)

第 3 条 警務部教養課長（以下「教養課長」という。）は、職場教養の企画及び実施について総合的な調整を図り、その推進に努めなければならない。

追加〔平成 6 年第 10 号〕、一部改正〔平成 15 年第 16 号〕

(教養責任者)

第 4 条 所属に、教養責任者を置く。

2 教養責任者は、所属の次席をもつて充てる。

3 教養責任者は、所属長の指示を受け、当該所属における職場教養を効果的に推進するとともに、職場教養の実施について必要な調整を行うものとする。

全部改正〔昭和 55 年第 21 号、平成 6 年第 10 号〕

(教養計画)

第5条 警察本部の所属長は、所管事務に関する翌年度の職場教養の実施予定事項、実施方法等を別に指示する期日までに教養課長に通知しなければならない。

2 教養課長は、前項の通知をしんしゃくして翌年度の埼玉県警察教養計画（以下「教養計画」という。）を立案し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

一部改正〔昭和40年第9号〕、全部改正〔昭和53年第8号〕、一部改正〔昭和55年第21号、平成6年第10号、12年第16号、27年第31号〕

（職場教養の方法）

第6条 職場教養は、日常の業務を通じて、職場における部下に対する個人指導、教養資料の配付、少集団活動、実務研修、体育、術科訓練、講習、巡回教養その他必要に応じ、適切な方法により行うものとする。

追加〔平成6年第10号、13年第26号〕

（効果の測定）

第7条 所属長は、随時、当該所属に勤務する職員に対し、自発的な研修意欲を促すとともに、教養の実態を把握し、職員の教養水準の向上に努めるため、考査等の方法により、教養の効果を測定することができる。この場合において、被測定者の過重な負担とならないよう、簡単適切な方法によつて行うこと。

追加〔平成6年第10号〕、一部改正〔平成13年第26号、27年第31号〕

附 則

この訓令は、昭和31年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年5月26日警察本部訓令第7号抄）

1 この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。〔以下省略〕

附 則（昭和35年8月25日警察本部訓令第15号）

この訓令は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則（昭和36年3月28日警察本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和36年3月24日から適用する。

附 則（昭和37年1月26日警察本部訓令第1号）

この訓令は、昭和37年1月26日から施行し、昭和36年11月17日から適用する。

附 則（昭和40年3月24日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和40年3月24日から施行する。

附 則（昭和40年6月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則（昭和42年12月1日警察本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年12月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月8日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和44年3月8日から施行する。

附 則（昭和44年11月6日警察本部訓令第30号）

この訓令は、昭和44年12月1日から施行する。

附 則（昭和46年11月10日警察本部訓令第24号）

この訓令は、昭和46年12月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月28日警察本部訓令第12号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月1日警察本部訓令第4号）

この訓令は、昭和50年3月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月30日警察本部訓令第7号）

1 この訓令は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この訓令施行の際、他の埼玉県警察本部訓令中「防犯警ら部」とあるうち、防犯少年課、保安課及び生活課に係るものについては「防犯部」、外勤課、通信指令課及び自動車警ら隊に係るものについては「警ら部」と読み替えるものとする。

附 則（昭和51年9月28日警察本部訓令第13号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月29日警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年7月17日警察本部訓令第21号）

この訓令は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月28日警察本部訓令第6号）

- 1 この訓令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、昭和 57 年 10 月 1 日から昭和 58 年 10 月 1 日までに採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 63 年 12 月 7 日警察本部訓令第 23 号）

この訓令は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 23 日警察本部訓令第 13 号）

- 1 この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、既に採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 5 年 8 月 31 日警察本部訓令第 29 号）

この訓令は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 18 日警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 12 日警察本部訓令第 17 号）

この訓令は、平成 8 年 9 月 12 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 14 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日警察本部訓令第 16 号）

- 1 この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則（平成 27 年 7 月 6 日警察本部訓令第 31 号）

この訓令は、平成 27 年 7 月 6 日から施行する。